

(目的)

第1条 この内規は、岐阜聖徳学園大学同窓会（以下「本会」という）の役員、会員または事務局員が、本会の会務のために出張する旅費について定める。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、交通費、日当および宿泊費とする。また、会務以外の用務によって出張日程を延長し、または本人の負担によって、他の交通手段等を用いる場合は、会務が予定通り遂行されるかぎりにおいて、また、事故等の補償を本会に求めないことを条件として、これを妨げない。ただし、本会からの支給旅費は、本規程による所定の日程および旅程に基づくものを支給する。

(交通費の計算基準)

第3条 交通費は、鉄道運賃、乗合自動車運賃、船賃および航空運賃とし、通常交通手段による最も経済的な経路および方法によって旅行した場合の実費を支給するものとし、学校法人聖徳学園就業規則付属諸規程別表9、10及び11に掲げる額のうち、事務職大学事務局長欄を準用し、別表1に従い支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現実によった経路及び方法によって計算する。

(日当の計算基準)

第4条 日当は、市内交通費その他旅行中の用に当てるものとして、出張の日数に応じ、1日当りの定額によって、学校法人聖徳学園就業規則付属諸規程別表9、10及び11に掲げる額のうち、事務職大学事務局長欄を準用し、別表1に従い支給する。

(宿泊費の計算基準)

第5条 宿泊費は、宿泊を必要とする出張に対して支給するものとし、出張中の夜数に応じて1夜当りの定額によって、学校法人聖徳学園就業規則付属諸規程別表9、10及び11に掲げる額のうち、事務職大学事務局長欄を準用し、別表1に従い支給する。

(旅費の支給)

第6条 旅費は、事務局長の承認、役員会の議決によって出張が認められたものについて、事務局において計算し、会長が決する。

2 役員等が、本会の諸行事や諸会議に出席して会務を行った場合にも旅費を支給するものとし、本人の住所及び行事等の開催場所にかかわらず、一律1回につき5,000円を支給する。

(旅費計算上の起点駅)

第7条 交通費の算定に当たっては、原則として岐阜バス岐阜聖徳学園大学駅を、会務による出張旅費計算の起点駅とする。

2 会員が自宅または勤務先を起点として出張した場合は、いずれかに帰着したものとして旅費計算を行う。

(日程の算定)

第 8 条 日程の算定に当っては、午前 0 時をもって日数を算定し、出張時間の長短を問わない。

ただし、起点駅を 7 時以前に出発しなければ、その日の用務が遂行出来ない場合には、前日出発の日程でもって、また、目的地における用務終了後 2 3 時以降でなければ起点駅に帰着できない場合は、翌日帰着の日程でもって、それぞれ出張日程を定めるものとする。

(現物支給等)

第 9 条 旅費の一部または全部について乗船車券、宿泊券等の現物をもって支給した場合、および行事等の参加費の中に交通費、宿泊費等が含まれており参加費として支給した場合は、当該旅費は支給しない。

(他からの旅費負担がある場合)

第 10 条 本会以外から旅費の一部または全部の負担がある場合は、当該負担額を差し引いた旅費を支給する。

(出張伺いおよび報告)

第 11 条 出張伺い及び報告は以下の通りとする。

- 1 会務により出張するときは、別紙様式 1 による出張伺いを提出する。
- 2 出張者が帰着したときは、すみやかに別紙様式 2 による出張報告書によって、報告しなければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成 21 年 8 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、令和 8 年 7 月 25 日から施行する。

別表 1 (岐阜聖徳学園大学就業規則付属諸規程の出張に関する規程を準用)

	鉄道運賃	航空賃	船賃	その他	日当	宿泊料
一般出張	特急 座席指定	普通運賃	一等	自動車等※	4,000 円	13,500 円
日帰り出張	特急 座席指定	普通運賃	一等		4,000 円	
国外出張	一般出張に 準ずる	一般出張に 準ずる	一般出張に 準ずる		7,500 円	20,000 円

※自動車は 1 キロあたり 20 円とする。

※電車優先→バスとし、交通機関がない場合は 2km 以上の場合タクシー代の実費とする。